金パラ 7万9860円（30グラム）に引き上げ

7月再改定後も逆ザヤ

2020年7月1日から金パラの告示価格が30㌘当たり7万9860円に引き上がる。FMCの大臼歯はプラス204点の1391点、小臼歯はプラス146点の1125点になる見込み。金パラ改定の新たなルール（「歯科用貴金属随時改定Ⅱ」）の適用に伴うもの。「随時改定Ⅱ」は歯科用貴金属価格の素材価格の変動幅がその時点の告示価格の±15%を超えた場合、診療報酬改定時および随時改定Ⅰ時の3カ月後に見直す仕組みで初の適用となる。

8万円超え続く

4月改定では30㌘当たり6万2490円に引き上げられていたが、保団連の「金パラ『逆ザヤ』シミュレータ」では2月の購入価格平均が8万4417円（3月30日時点）に達するなど、改定時点で2万円を超える「逆ザヤ」が生じていた。

2月以降も金パラの高騰は続いており、金パラ逆ザヤシミュレータでは（4月28日時点）30㌘当たり8万2762円となっている。現状では7月の改定でも依然として逆ザヤが続くことになる。

根本解決が必要

随時改定Ⅱをめぐっては、日本共産党の田村貴昭衆院議員が随時改定Ⅱを導入しても、金属の値動きの参照期間から改定実施までに大きな値動きが起こり得るタイムラグがある点や、価格変動が一定の範囲内であれば改定が見送られる点など、実勢価格との乖離が生じる問題を指摘している（4月6日）。田村議員に対し加藤勝信厚労大臣も制度の不十分さを認めるなど、改定制度の抱える根本的な問題の改善が求められている。

国保被用者等に傷病手当を

小澤理事長が自治体へ要請

コロナ感染で休業

小澤力理事長はこのほど、新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険に加入する被用者等に対する傷病手当金制度の創設等を求めて大阪府内自治体に要望した。

要望は▽傷病手当金給付の条例改正を速やかに行う▽2020年1月1日に遡って適用する▽内容を住民に周知し手続きも簡易にする―など。

自営は支援対象外

国民健康保険加入の被用者への傷病手当給付をめぐっては、新型コロナウイルスに感染した労働者が生活不安なく療養できるように、国が緊急的・例外的な措置として支給に要した費用について財政支援を行う方針を発出している。大阪社保協が、傷病手当金の支給について府内自治体に行った調査でも多くの自治体では首長の判断で支給対応するか、6月議会で条例化を予定している。

大阪社保協事務局長　寺内順子さんの話

国保加入者への傷病手当制度は国が財政支援をすることで実施されます。しかし、適用対象は被用者に限られているため、フリーランスや自営業者の方は対象になりません。国は働くすべての国民を対象に財政支援すべきです。

都構想よりコロナ対策を

吉村知事、松井市長に要請　協会

コロナ危機で疲弊する府民の暮らしを無視し、維新府政・市政が今年11月の住民投票実施へ向け「大阪都」構想をスケジュールありきで進めようとしている。協会はこのほど、大阪府の吉村洋文知事と大阪市の松井一郎市長に対し新型コロナウイルス感染拡大阻止に全力を挙げ、大阪市を廃止する大阪都構想の作業中断を求める緊急要請書を提出した。

要請書で協会は「新型コロナウイルスの感染拡大が大阪府下で広がりを見せ、その被害は生命の危険と生活破壊を伴い、死活問題となっている」と指摘。コロナ対策を最優先すべきときに、5年後に大阪市の廃止を目指す「大阪都」構想の準備は「不要不急」であり、「出前協議会」の開催も必要ないと強調した。

要望では▽大阪府・大阪市は、新型コロナウイルス感染拡大を食い止め、府民の命と生活を守るため、予算を拡充し、職員を総動員すること▽副首都推進局とIR推進局の職員を新型コロナウイルス対策で多忙な職場に緊急配置すること▽「出前協議会」の開催をはじめ大阪市廃止・解体作業を中止すること▽カジノ誘致の作業を中断すること―の4点を求めている。

春夏秋冬

感染症と憲法

危機打開に理念いかせ

憲法が枷になり、非常事態に十分な対応がとれない――。そう言わんばかりの物言いだ。安倍首相は憲法記念日の3日に改憲派の集会にビデオメッセージを寄せ、新型コロナ対応と絡めて改憲の意義を強調した。現行憲法では非常時の政府権限の規定が不十分だとして、「緊急事態条項の新設」を訴えたのだ。

国家存亡に関わる緊急事態において、憲法秩序を一時停止する規定を「国家緊急権」といい、自民党改憲草案が定める緊急事態条項もこれにあたる。憲法に「緊急事態条項」が盛り込まれれば、大規模災害や戦争などの緊急時に緊急事態を宣言することで、内閣に権限の集中を可能にする。

コロナ特措法によって発出された「緊急事態宣言」による「要請」には強制力が伴わなかったが、「国家緊急権」があれば国会の承認なく内閣は政令を発出し、強制力をもって国民の権利を制限することも可能になる。

日本国憲法に「国家緊急権」が定められていないのは、大日本帝国憲法のもと政府が「国家緊急権」を濫用し破滅的な戦争を招いたことへの反省によるものだ。安倍政権はコロナ禍の混乱に乗じて、戦争する国づくりと一体で国家緊急権の復活を訴えているのである。

いま、必要なのは改憲の議論ではなく、憲法の理念を順守する政治である。憲法の諸条項を活かしてこそコロナ感染拡大を阻止し、国民のいのちと生活を守ることができる。国民が求めているのは、医療崩壊を起こさせないための医療体制の整備であり（25条・生存権）、感染防止のための自粛とセットの補償だ（29条・財産権）。

政府のコロナ対応のまずさは、安倍政権の政治姿勢が原因だ。火事場泥棒的な改憲策動を許してはならない。

理事会報告　19・20年度 第14回（5／9）

【当面の課題と協議・承認事項】

（1）新型コロナウイルスへの対応
- 会員アンケート結果報告（速報値）
- 衛生材料の全医療機関への配布の要請
- 中止した施設基準研修の検討
- 助成金等での「電話相談」の検討

（2）歯科診療報酬改善・患者負担増への対応
- 20年診療報酬改定をうけた不合理是正要求
- 「歯科保険診療の研究」2020年４月版の発行
- 「みんなでストップ！負担増」署名は２万筆を目標（理事目標4,000筆）に取り組んでいる

（3）その他
- 金パラ逆ザヤ解消にむけた運動
- ４月現勢4,184人

医院経営　転ばぬ先の法律相談

第４回　矯正治療の打ち切り　返金はどこまで必要か？

治療前の十分な説明と納得が重要

矯正治療中（計画の半分くらい経過）の患者さんから、「転居するので治療を中断して支払った代金を返還して欲しい」と言われています。患者さん都合になるので返金を拒めないでしょうか？

（50代男性）

歯科矯正治療は治療期間が長く、初期の段階で治療費のほぼ全額を受領するケースも多いので、トラブルになりやすいですね。歯科治療にかかる診療契約の法的性質から考えると、患者さん都合による途中解約の場合には、その解約時点までに費やした治療に関する部分は返金する義務はありません。一方、まだ治療に入っていない部分に関する治療費を既に受け取っている場合には、原則としてその部分は返金する義務を負うということになります。

ただ矯正治療の場合、治療計画策定の段階で患者さんの口腔内の状態その他の身体状態を勘案し、長期にわたる計画が立てられ、それに相応する知見・技能が費やされることも多いですね。ですので途中で患者さん都合による治療打ち切りとなっても、一部返金部分を分離し算定することが困難な場合もあります。そのような場合には、例外的に既に受けとった治療費の返還義務を免れる場合もあります。ただしそれには、治療開始前に患者さんにその旨を十分説明し、理解を求め、患者さんの同意を得ておくことが不可欠になります。トラブル回避のために一番大事なことは、説明と理解に基づく同意、そしてそれらの経過と結果を書面の形で残しておくことです。

（弁護士　西　晃）

イラスト・辻井タカヒロ